障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法 <平成2 5年法律第6 5号>)の概要



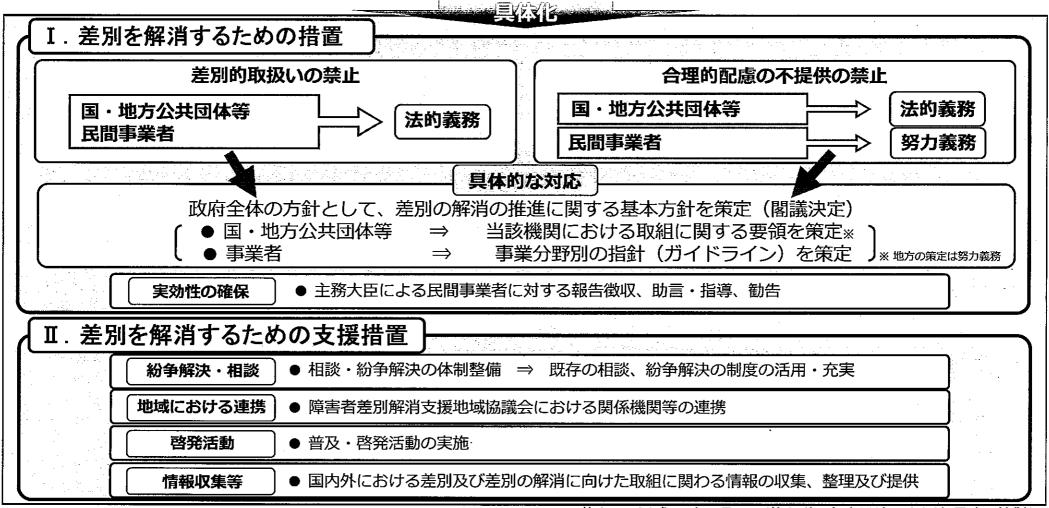
第1項:障害を理由とする 差別等の権利侵害 行為の禁止

何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

第2項:社会的障壁の除去を怠る ことによる権利侵害の防止

社会的障壁の除去は、それを必要としている 障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負 担が過重でないときは、それを怠ることによ つて前項の規定に違反することとならないよ う、その実施について必要かつ合理的な配慮 がされなければならない。 第3項:国による啓発・知識の普及を図るための取組

国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。



施行日: 平成28年4月1日(施行後3年を目途に必要な見直し検討)